

## 公益社団法人 日本近代五種協会 定款運営規則

(目的)

第1条 この規則は、定款に基づき公益社団法人日本近代五種協会を運営するに当たり、その詳細を定める。

(会費等)

第2条 入会金及び年会費は以下の各号とする。

- (1) 入会金・・・・・・・・・・一律1万円（※大学生以下はなし）
- (2) 理事、監事・・・・・・・・・・2万円
- (3) 正会員・・・・・・・・・・1万円
- (4) 一般会員・・・・・・・・・・1万円
- (5) 学生会員（大学生・専門学校生）・・5千円
- (6) 高校生以下・・・・・・・・・・3千円  
（就学中の学童、生徒、学生等をいい、15才以上の者は在学証明書のコピーを添付する）

(加盟団体登録費)

第3条 加盟団体登録費は一律年間1万円とし、加盟団体代表者の会費をもってこれに当てる。

(役員任期及び定年等、理事の構成)

第4条

- (1) 役員定年は満70歳とし、任期途中で70歳に達した者は、当該任期をもって退任する。又、就任時の年齢についても70歳未満の者とする。
- (2) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。再任は妨げないが再任回数上限を4回と定め、在任期間が通じて10年を超えないものとする。但し、下記に該当する場合はこの限りではない。
  - ア) 当該理事がIF・AFの役職者である場合
  - イ) 役員候補者選考委員会において、当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合
- (3) 理事の構成については、外部理事及び女性理事の目標割合を別に定める。

(顧問)

第5条 顧問は会長の諮問機関として、会長が委嘱する。

(理事会の開催時期)

第6条 理事会は原則として年4回開催する。

(専門委員会の設置)

第7条 専門委員会は、別に定める専門委員会規則によって設置する。

(事務局員)

第8条 事務局員は、別に定める就業規則、賃金規則、旅費規則等の諸規則を遵守しなければならない。  
2. 事務局員の採用・雇用は、会長が決定する。

(仲裁裁定)

第9条 本協会のする決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁によって決定されるものとする。

(倫理規程)

第10条 本協会の役・職員・指導者並びに登録選手には別に定める「倫理規程」を適用する。

付則

1. 平成25年11月11日から施行する。
2. 平成28年6月23日一部改訂。
3. 平成29年3月12日一部改訂。
4. 令和3年6月20日一部改訂。
5. 令和4年6月25日一部改訂。